

# 投資促進税フローチャート

1. 資本金1億円以下ですか？

いいえ

## ■生産性向上設備投資促進税制

措置が受けられます。  
\*対象期間 平成29年3月末日まで

特別償却・・・50%

または

税額控除・・・4%

はい

2. 資本金は3,000万円以下ですか？

いいえ

## ■中小企業投資促進税制

下記の税制措置が受けられます。  
\*対象期間 平成29年3月末日まで

■ 上乗せ措置 (A型類) 特別償却・・・即時償却 (100%)

または

税額控除・・・7%

はい

## ■中小企業投資促進税制

下記の税制措置が受けられます。  
\*対象期間 平成29年3月末日まで

■ 上乗せ措置 (A型類) 特別償却・・・即時償却 (100%)

または

税額控除・・・10%

但し、税制措置は 機械装置（溶接機・自動機） かつ 単体価格160万円以上（税抜価格） の要件が必要です。

例1) 自動機 700万円 (1台) と 溶接機 160万円 (1台) 購入 → それぞれが適用されます。

例2) 溶接機 160万円 (1台) と 溶接機 120万円 (1台) 購入 → 溶接機 160万円 1台のみ適用されます。

例3) 溶接機 120万円 を 3台 購入 → 適用されません。